

熊生環第1097号  
令和元年12月20日

熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部改正について（通達）

見出しのことについては、熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）の一部が改正されることに伴い、熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年熊本県公安委員会規則第8号）が別添のとおり制定され、届出書に添付すべき書類が変更されるなど所要の改正が行われるので、誤りのないようにされたい。

熊本県公安委員会規則第8号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月20日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成30年熊本県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号ウ(イ)中「第7号」を「第8号」に改め、第6条第1号ウ(ウ)を次のように改める。

(ウ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

第6条第1号オ(ウ)中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。